

(様式1-1)

財 第 2 3 1 号  
名 政 発 第 1 8 9 号  
平成 2 4 年 1 月 3 1 日

内閣総理大臣 殿

宮城県知事 村井 嘉浩 印

名取市長 佐々木一十郎 印

復興交付金事業計画の提出について

東日本大震災特別区域法第 78 条第 1 項の規定に基づき、復興交付金事業計画  
を提出します。

## 復興交付金事業計画

計画名称 名取市復興交付金事業計画
計画策定主体 宮城県・名取市
計画期間 平成23年度～平成27年度
計画区域 名取市全域 ※計画区域、区域の現況及び事業を実施する場所がわかる図面を添付してください。
計画区域における震災による被害の状況 宮城県名取市は、東日本大震災により震度6強を記録し、その後浸水深最大約8.5mの津波が来襲し、沿岸部地域はもとより市域の東部地区の約5割が浸水する（市全体面積の25.7%に相当する約2,515haが浸水）という壊滅的な被害を受けた。 死者・行方不明者は、967人、負傷者は205人におよび、建物の全壊は2,805棟、大規模半壊221棟、半壊878棟、一部破損は9,854棟であった。 港町として本市の発展を牽引してきた閑上地区（震災前 約6,400人、2,300世帯）、都市近郊農業の産地としてメロン、軟弱野菜など、当市の農業を支えてきた下増田地区の沿岸部地域（震災前 約1,400人、450世帯）においては、住居、事業所、農業施設及び漁業施設をはじめとする、あらゆる基盤が津波に流失・破壊され、その破壊されたガレキにより周辺の住宅や道路・水路の破壊、火災の誘発など被害が拡大し、今もなお、農地復興を阻害している状況である。また、アカガイの食味全国一として名を馳せる閑上漁港から全ての漁船が流失し、漁港施設、市場機能ともに全壊した。 特に、閑上地区においては、住民の10人に1人を超える721人の犠牲者が生じ、約8割を超える家屋が流失するなどその被害は壮絶なものとなった。 震災以後、避難者数は10,715人を数え、あらゆる公共施設と一部の民間施設が避難所として使用されたが、当該施設も被災し十分な機能を持たない中、また、食料・資器材等の不足の中で多くの方々が不安な生活を長期にわたって強いられる状況が続いた。現在、2,194世帯、6,142人の方が、仮設住宅等での避難生活を余儀なくされている。 なお、平野部地区、山手丘陵地区は、津波による被害は免れたものの、大震災以後の4月初旬に発生した地震により建物被害が生じたほか、道路、公共施設等に被害が生じた。さらに、多くの市民の方々は長期避難により職場を失ったり、慣れない生活で体調を崩したりしている状況がある。今回の大震災は観測史上最大規模であり、被害が甚大であり長期にわたる対応となることから、二次的被害の拡大を懸念するところでもある。 このようなことから、本市の復興は市内全域を対象に、ソフト・ハード両面にわたり、被害に対する直接・間接的な被害への対応も含め幅広い施策に短期間で取り組んでいくことが必要となる。

震災の被害からの復興に関する目標

本市の復興に取り組んでいくにあたり、市民・企業・団体及び行政など市を構成するあらゆる主体の共通の想いとして「心からの笑顔を求めて、新たな未来へ」を名取市震災復興計画に掲げている。

この復興への想いを実現し、震災前よりも都市の魅力・元気を高め、未来の子どもたちに引き継いでいくために、「暮らし」「産業」「まち」のそれぞれの分野ごとに、以下の目標を掲げている。

(1) 暮らしの目標：「互いに支え合い、強い絆で結ばれた暮らし」の具現化を目指していく。

(目標達成するための視点)

- ① 震災による心身のダメージの解消と未来の担い手育成
- ② 家族（個人）の暮らしや住宅の再建支援
- ③ コミュニティの絆の強化と減災に向けた日常の取り組み育成
- ④ 個々人がコミュニティとつながるネットワークの構築
- ⑤ 行政、市民、企業、NPOの協力体制の構築

(2) 産業の目標：「地域資源と仙台空港を生かして集積・連携する産業」の実現を目指していく。

(目標達成するための視点)

- ① 閑上地区（貞山運河東側）を産業用地とし、速やかな産業復興に着手
- ② 地域に根付いた産業の早期再生とさらなる集積・連携強化
- ③ 産業集積の基盤となる設備等の民間活力導入などによる整備
- ④ 名取らしさを感じさせる地域ブランドの確立
- ⑤ 仙台空港や貞山運河を生かした新たな産業・観光業などの展開

(3) 多様な世代が未来を感じて、安心して暮らせるまち

(目標達成するための視点)

- ① 潮風の感じられる、災害に強いまちの構造を確立
- ② 災害強化に向け、耐浪構造の集合住宅等を計画的に配置
- ③ 学校、コミュニティ施設等をまち全体で守る
- ④ まちなかには、徒歩圏内に避難場所（施設）を整備
- ⑤ 鎮魂のための空間、震災の教訓、復興への道のりを語り継ぐための空間確保

対象事業の詳細 様式1-2、1-3、1-4、1-5

基金設置の有無・基金設置の時期

有（基金設置主体：宮城県 名取市）／ 無（）  
（基金設置の時期：平成24年2月（名取市）  
平成24年3月（宮城県））

※該当を○で囲んで下さい

復興ビジョン、復興計画、復興プラン等 別紙※

※特定市町村又は特定都道府県が独自に、域内の復興に関する構想、そのために必要となる施策等を取りまとめた文書を作成している場合には、その文書を添付してください。